

## NYで証券会社の経営者資格を取得 米・金融法の奥深さに魅了される。



ビジネス学部教授  
藤井 正志

- 【学歴】  
1971年3月 一橋大学経済学部卒業
- 【職歴】  
1971年4月 東海銀行(現UFJ銀行)入行  
1975年5月 経済企画庁経済研究所委嘱調査員(～1977年4月)  
1980年7月 日本国際投資銀行(在ロンドン)マネージャー(～1982年3月)  
1982年4月 東海銀行調査部ロンドン駐在調査役(～1983年12月)  
1989年12月 丸万証券(現東海東京証券)ニューヨーク駐在員事務所長(～1992年4月)  
1992年5月 東海銀行国際統括部主任調査役  
1992年6月 東海銀行瀬戸支店副支店長(～1996年1月)  
1996年5月 東海総合研究所調査研究部主任研究員(～1997年11月)  
1997年12月 東海銀行検査部検査役(～1998年12月)  
1997年4月 三重大学人文学部兼任講師(～1998年3月)  
1999年1月 愛知淑徳大学ビジネスコミュニケーション研究所教授  
2000年4月 愛知淑徳大学コミュニケーション学部教授  
2004年4月 愛知淑徳大学ビジネス学部教授

アメリカで証券会社を設立するには、経営者自身が4つの資格(外務員資格、経営者資格、財務責任者資格、ニューヨーク州証券法資格)を取得する必要があります。藤井先生は東海銀行(現UFJ銀行)勤務時代、丸万証券の現地法人設立準備のため、ニューヨークでこれらの試験に挑戦して合格。勉強を進めるにつれ、アメリカの金融法の面白さに目覚めたそうです。帰国後は総務庁(現総務省)からの要請で、現地で学んだ経験と人脈を生かして、勧告の作成に貢献しました。当時のアメリカは金融危機、日本は金融ハブだったのが、現在は立場が逆転しています。

藤井先生は、「10年前、アメリカは日本や西ドイツの金融システムを謙虚に学んで米銀の復活に成功した。金融テクノロジーが先行しているアメリカに、今度は日本は学ぶべきではないか」と提言しています。

【日】 本的な金融システムの崩壊を受けて、新しい日本の金融システムのあり方が模索されている。総務庁行政監察局(現総務省)は、平成9年12月「金融に関する行政監察報告書」において、わが国の金融監督のあり方のモデルとしてアメリカを中心とする主要先進国の金融システムの調査を通して大蔵省(現財務省)はじめ各金融監督官庁に対する勧告を行った。私は、当時東海総研(現UFJ総研)に勤務しており、アメリカの金融システムの調査を中心に総務庁のお手伝いをさせていただいた。

【研】 研究テーマはそのとき以来アメリカの金融システムおよびアメリカ金融法の研究である。わが国は、古くから今日に至るまで異文化やそのシステムを積極的に吸収し、それを巧みにアレンジすることにより日本的なシステムを作り上げてきた。日本の企業システムについては世界に冠たるものがある。しかし、こと金融に関しては今一度謙虚にアメリカのシステムを学ぶ必要があると考えている。

【私】 がニューヨークに勤務していた1991年、米財務省は、金

融制度改革法案」を発表した。その当時のアメリカの銀行業界は最悪期にあり、アメリカ財務省および議会はなぜアメリカの銀行が日本や欧州の銀行に遅れを取ってしまったのかを真剣に議論していた。その議論を通して、銀行経営の健全性確保のため自己資本の充実が必要であるとの結論に至り、BIS(国際決済銀行)の自己資本比率規制の制定へと進展した。また、銀行破綻の財政負担最小化のための方策として早期是正措置が導入され、銀行規制・検査の強化がなされた。この時期のアメリカは、これまでの流れを翻し、規制強化へと舵を切ったのである。

【そ】 の後アメリカ経済の回復ともないうちにアメリカの銀行業界は完全に復活、アメリカは再び規制緩和へと進路を是正している。具体的には、1999年11月、米グラムリーチープライリー法の成立によりグラスステイヤー法の一部が撤廃され、広範な金融業務を遂行する金融持株会社の設立が許された。

【こ】 れからの研究テーマは、第1に米グラムリーチープライリー法の成立により米国法銀行法(National Bank Act of 1933)、米銀行持株会社法(Bank Holding Company Act of 1956)の各法がどう整備されたのかを明らかにすること。第2に、同法の成立が1933年証券法(Securities Act of 1933)及び1934年証券取引引所法(Securities

# Academic Library

## 著書紹介

著者自らが  
近刊を紹介します。



### 「シンガポールの経済発展と日本」

現代社会学部教授 清水洋(単著)

A5判/242ページ/コモンズ/2,800円+税/2004.5.10発行

本書は、1998年にコモンズより刊行された「からゆきさんと経済進出 世界経済のなかのシンガポール・日本関係史」(名古屋大学大学院の平川均教授との共著)の続編。65年以降のシンガポールの経済発展における日本の関与と貢献をブリヂストン、ポッカ、キッコーマンなどの進出日系企業の海外戦略と日本人観光客に焦点を当てて聞き取りと国内外で収集した資料から研究。



### 「十七世紀英文学と都市」

文学部教授 久野幸子(共著)

B5版/207頁/金星堂/5,040円/2004.6.30発行

書名には都市とあるが、それ以外の題目を扱った論文も掲載する十七世紀英国の文学・社会・文化全般についての論集。“John Donne and the Rhetoric of Christian Imperialism”を執筆し、布教活動と植民地獲得の両立を説く聖職者ジョン・ダンの矛盾と内的苦悩を追究した。



### 「サックス博士の片頭痛大全

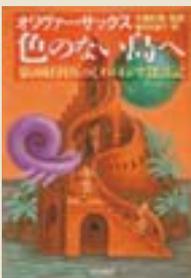
(原著:Oliver Sacks: Migraine)」

医療福祉学部医療貢献学科視覚科学専攻教授

大庭紀雄(共訳) 共訳:春日井晶子)

文庫版/573ページ/早川書房/980円/2000.11.30発行

医学エッセーで世界的に著名なサックス博士が、多くの人々が悩む片頭痛について、豊富な症例、多数の口絵と図、鋭い観察眼によって明らかにしている。「目の中に星が見える」こともある不思議な片頭痛の世界を平易に科学した不朽の名著である。医療や福祉を学ぶ人々に読んでもらいたく翻訳した。



### 「色のない島へ 脳神経科医のマイクロネシア探訪記

(原著:Oliver Sacks: The Island of Colorblind)」

医療福祉学部医療貢献学科視覚科学専攻教授

大庭紀雄(監訳)

(翻訳:春日井晶子)

四六判/318ページ/早川書房/2,000円/1999.5.1発行

医学エッセーで世界的に著名なサックス博士が、さまざまな臨床症例を示すマイクロネシアの人々の日常生活を心温まる筆致で描くとともに、彼らをとりまく家族や社会にまで視野を広げ、病気と人間との関係を鮮やかに浮き彫りにする感動の書である。医療や福祉を学ぶ若い人々に読んでもらいたく翻訳したものである。



### 「銀幕の子どもたち」

コミュニケーション学部教授

窪田守弘(単著)

A5判/273ページ/晃学出版/2,700円/2004.7.28発行

映画に登場する子どもの演技は、それが彼らの純粋さや無垢から生じたものか、あるいは意図的な行為なのかと判断するのは難しい。本書では、子どもの実像と虚像のイメージに関して、主な作品の内容や時代的背景などの分析から、映画の新しい見方がわかりやすく説明してある。なお、本書は平成16年度愛知淑徳大学出版助成を受けて出版されたものである。



### 【最近の主要著作・研究業績リスト】

単著論文 著書

- 「米銀の証券発行に伴う情報開示義務に関する一考察 SECと銀行監督官庁による監督範囲の議論を中心に」日本経営財務研究会編『経営財務研究双書』2001年
- 「米国の証券法におけるSEC登録免除の取扱に関する一考察 銀行の発行する証券の取扱を中心に」(愛知淑徳大学論集)2001年
- 「金融持ち株会社の証券業務とその検査・監督体制について 米国BLB法制定後の変更点を中心に」(愛知淑徳大学論集)2002年
- 「米国における金融検査・監督体制について」(愛知淑徳大学論集)2004年
- 「金融業の情報開示と検査・監督」(東洋経済新報社)1998年(単著)
- 「米国の銀行規制と根拠法令の研究」(愛知淑徳大学ビジネスコミュニケーション研究所)1999年(単著)
- 『コミュニケーション学入門』(ナカニシヤ書店)2000年(共著)
- 「経営財務戦略の解明」(中央経済社)2001年(共著)

Exchange Act of 1934)による影響したのかを調査すること。第3に、同法の成立が、米銀行業の監督官庁である連邦準備制度(FRS)、通貨監督局(OC)C)、預金保険公社(FDIC)及びSECの規制・監督範囲にどう影響を及ぼしたのかについて、法制面から検討することである。

現在、わが国の大手金融機関は生き残りをかけた大型合併により金融コングロマリット化しつつある。金融コングロマリットは異業種を含む巨大な組織であるため、部分的に生じた経営破綻がシステム崩壊に発展するリスクを有しており、それを未然に防ぐための金融監督の問題が今後生じる可能性がある。こうした観点からも金融コングロマリットの規制・監督をすでに内生化しつつあるアメリカの金融システムおよびアメリカの金融法の研究が必要と考えられている。